

台湾:特許出願 加速審査の申請手続について

台湾特許庁は、2009年1月1日より、発明特許出願(Invention patent applications)の審査期間の短縮のため、外国特許庁による対応外国出願の審査結果を参考に審査を行う「加速審査(Accelerating patent examination procedure)」の申請の受付を開始しました。本申請を行うためには、台湾特許庁より実体審査または再審査を行う通知を得た後、対応外国出願が既に外国特許庁での実体審査を経て許可されていることが必要です。更に、申請を行うためには、以下の書類を添付することが求められています。

- (1)発明特許出願の加速審査申請書1部
- (2)外国特許庁が既に許可公告した特許請求の範囲(中国語訳文含む)、または外国特許庁が許可した通知書のコピーおよび公告される特許請求の範囲(中国語訳文含む)
- (3)上記(2)の特許請求の範囲の中国語訳文と、台湾特許庁に出願した特許出願の特許請求の範囲との差異の説明。

上記(1)および(2)は必須添付書類であり、(3)は差異がない場合は提出不要です。更に、出願人は、上記(1)～(3)に加えて特許検索報告、外国特許庁により許可された出願明細書と台湾出願との差異が下線等で示された資料、外国特許庁の審査意見等の関連書類のコピー等、台湾特許庁が審査を進める上で有利となる資料を同時に提出することができます。

本申請は、1年間の試行期間の後、継続実施するか決定されます。詳細は、以下の台湾特許庁 HP をご参照下さい。

http://www.tipo.gov.tw/en/News_NewsContent.aspx?NewsID=3437

以上